

今回は、金融庁、法務省及び文部科学省による改正要望の概要について解説します。

I. 金融庁の改正要望

1. 上場株式等の相続税に係る見直し

相続財産となった上場株式等は、原則として相続時点の時価で評価される。他方、上場株式等は、相続後納付期限までの間における価格変動リスクが大きいことから、相続後の株価の下落に備えて売却されるといったケースがみられる。このため、上場株式等に係る相続税の評価方法については、国民の資産選択に歪みを与えているといった指摘がある。また、上場株式等による物納については、「延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内であること」等の要件があるため、一部の利用に限られている。そのため、相続税の負担感の差により、国民の資産選択を歪めることがないように、上場株式等の相続税の見直しを要望する（平成28年度からの継続要望）。

2. 死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ

死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額に「配偶者及び未成年者の被扶養法定相続人数×500万円」を加算すること（平成3年度からの継続要望）。

3. 金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）

投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、損益通算の範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること。損益通算範囲の拡大に当たっては、特定口座を最大限活用すること。

4. 信託における特定口座利用の明確化

高齢化が進む中、認知判断能力や身体機能の低下時における資産形成・管理について、健常時から備えておくことの重要性が高まっている。しかし、特定口座で管理されている上場株式等については、金融機関に信託できるのか、税法上、必ずしも明らかでないため、当該サービスの提供に至っていない現状がある。そこで、特定口座で管理されている上場株式等については、金融機関に信託できる旨を明確化する。

II. 法務省の改正要望

1. 相続登記の促進のための登録免許税の特例措置の拡充及び延長

所有者不明土地の主要な発生原因は、相続登記の未了にあり、相続登記の促進のための方策として、登記に必要な費用負担を軽減するため、登録免許税の減免措置を講ずることが有効である。そこで、現行の登録免許税の減免措置の適用期限を3年延長するとともに、その適用対象についても拡充するなどの措置を講ずる必要がある。

2. 所有者不明土地・建物の解消に向けた不動産登記法の改正を踏まえた登録免許税の特例の新設

不動産登記法の改正により新設された職権的登記の登録免許税を非課税とするほか、所有者不明土地等問題の解決に向けて、相続登記等に係る登録免許税の負担軽減を図るための特例を新設する。

III. 文部科学省の改正要望

1. 個人所有の登録有形文化財（建造物）の修理費用に係る税額控除の創設

文化財保護法に基づき登録有形文化財として登録されている建造物に係る修理工事について、当該工事費の所有者負担の一部を、工事を行う年の所得税額から控除（※）する。

※ 所有者負担分（上限：500万円）の10%分（最大50万円）を税額控除。

2. 国等への美術品の寄贈に係る寄附金控除等の特例措置の拡充

我が国にとって重要な美術品の散逸や流出防止等を図るため、国・地方自治体・独立行政法人等に対する美術品の寄贈に際して、以下の内容を要望する。

① 現行制度では、寄贈に際して国税庁長官の承認を受けたみなし譲渡所得課税の免除に係る特例を適用する場合、当該寄贈に係る寄附金控除の適用金額について「取得価額」とされているところ、「時価相当額」に拡充する。

② 現行制度では、寄贈に際して取得価額が不明な場合、税務計算上、当該取得価額については、「時価の5%」とみなすこととされているところであるが、然るべき鑑定団体等による合理的な推計値を算出することが可能な場合、取得価額については、当該推計値を使うことを可能とする。